

ローカル5G無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置

安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性が確保された5G設備の導入を促す観点から、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく認定導入計画に基づき、ローカル5G免許人が取得した一定のローカル5G設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を講じる。

法に基づく認定の流れ

ローカル5G免許人



特定高度情報通信技術活用システム導入計画（主務大臣の認定）

ローカル5G免許人が提出する
以下の基準を満たす計画を認定

<認定の基準>

①安全性・信頼性、②供給安定性、③オープン性



計画認定に基づく設備等の導入

対象設備の投資について、
課税の特例

特例措置の概要

<対象事業者>

ローカル5G免許人

<特例の内容>

対象設備に係る**固定資産税**の課税標準を
3年間 **1/2**とする

※住宅用インターネットサービスの提供に利用（ラストワンマイル利用）されるものに限る。

<対象設備>

基地局の無線設備

交換設備

伝送路設備（光ファイバを用いたもの）

通信モジュール

※総額2億円以下のものに限る。

<適用期間>

令和8年度末まで

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の概要

背景

- 我が国における産業基盤を構築することの重要性も踏まえ、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入を促進するための措置を講ずることにより、サイバーセキュリティ等を確保しつつ特定高度情報通信技術活用システムの普及を図る必要。

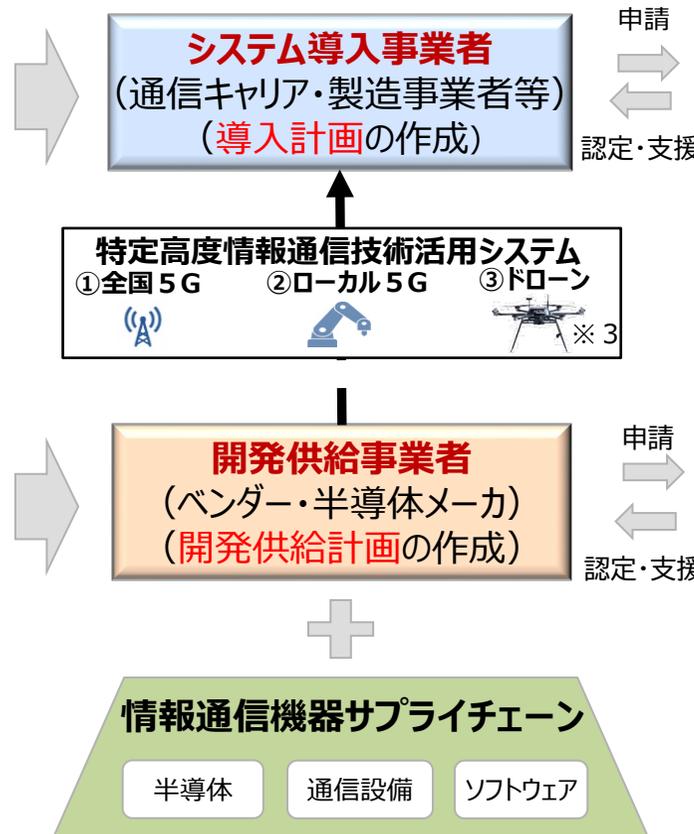
法律の概要

国/指針の策定
(経産・総務+関係省庁)

【認定基準】

- ① 安全性・信頼性
(セキュリティ、
ベンダー企業の信頼性)
- ② 供給安定性
- ③ オープン性
(国際標準規格に準拠、
グローバル連携)

【講ずる措置の全体像 (イメージ)】



事業所管大臣

■ 導入計画認定に基づく支援措置

- ・ ツーステップローン※1
- ・ 中小企業投資育成
株式会社法特例
- ・ 中小企業信用保険法特例
- ・ 固定資産税の特例措置※2

経産・総務大臣※2

■ 開発供給計画認定に基づく支援措置

- ・ ツーステップローン※1
- ・ 中小企業投資育成
株式会社法特例
- ・ 中小企業信用保険法特例

※1: ツーステップローンについては、5Gが対象
※2: 固定資産税の特例措置については、ローカル5Gが対象
※3: ドローンについては、主務大臣は経産大臣